

内閣府担当官 殿

平成17年5月31日  
警 察 庁

「犯罪被害者等基本計画骨子案(2)について」への意見提出について

下記のとおり、意見を提出する。

## 記

### 1 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

[今後講じていく施策]

「(3)公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非に関する検討」について(P2)

本検討事項を「給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)に関して設置する検討の会」における検討事項から除外されたい。

(理由)

「公費による弁護士選任及び損害賠償請求費用(弁護士費用、刑事手続の謄写の費用、印紙代等)の補償等」のいずれについても、第一義的には、専ら司法手続に関連又は付随する問題であり、犯罪被害者等に関する社会保障・福祉制度等の在り方を検討するという上記「検討の会」の趣旨に照らした場合、合わせて検討事項とするにはなじまないと思料されるため。

また、「(4)日本司法支援センターによる支援」中、「ア 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の……の負担軽減を図る。【法務省】」との関係が不明確である。

### 2 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

[今後講じていく施策]

「(6)暴力団犯罪の被害者については、警察において、……暴力犯罪による被害による被害の回復を支援する」について(P3)

「暴力犯罪」を「暴力団犯罪」に修正されたい。

(理由)

誤記と思料されるが、本項は「暴力団犯罪」についての記載であり語に統一を期されたいことから。